研究ノート

# フランス商法・会社法の計算規定の研究

## ―わが国商法計算規定の範例として― その 2

ポリテクセンター香川 (香川職業能力開発促進センター) 村上 正孝

#### 1. はじめに

現在、フランス会計制度を形成している基礎的な規制枠組は、商法・商事会社法およびその適用施行令・プラン・コンタブルおよび業種別プラン・コンタブルである。このうち、1983年の会計法は、1978年のEC第4号指令を受けて、フランス国内法を調整するための1983年会計法および会計法施行令のことであり、会計調和化法ともよばれ、その重点は、商法、商事会社法およびその施行令の改正にある。したがって会計法とはいえ、それ自体、独立した規制措置としてではなく、むしろEC会計に対するフランス国内法の調整として登場したもので、フランスにおける国内的・国際的会計調和化法という性格のものである。

そして、1983年法は商法典第8-17条および1966年法のいくつかの条文を修正し、それに関して会計原則および評価規則を設定した。「フランス会計法はこれ以降1983年4月30日付法律で制定された基本原則に依存している」(MAZARS、1992)<sup>1)</sup>。

1983年商事会社法は、会計に関して、重点的に概括的な規定を設けるにとどまり、現実の会計実務において要請される具体的・実践的規則との間には開きがある。そこで、この両者の間隙を埋めるために、適用指針が必要とされる。フランスにおける会計標準化の担い手としての会計原則「プラン・コンタブル・ジェネラル」は、このような商法会計における適用指針としての性格を有するものである。プ

ラン・コンタブルは、会計の包括原則や要請原則だけでなく処理および報告の基準をも含むところの、まさにすべての企業にとっての一般的会計指針と呼ばれるのにふさわしいものである。プラン・コンタブルは、まず会計を、情報論の観点から「基礎的数量を認識・測定、分類かつ記録すること、および適当な処理を行って各種利害関係者の要請に応える1組の情報を提供できる財務情報の組織的仕組み」と定義したうえで、「会計職能が正確に遂行されるように規則と基準を体系化したもの」2)として位置づけ、プラン・コンタブルが会計標準化のために設定され、しかも適用される一般的な会計基準であることを明らかにしている。

### 2. 範例としてのフランス商法・会社法

フランス商法は、まず、企業財産の変動を会計記録しなければならない(8条1項)として、商人としての自然人または法人に日記帳の作成を義務づけ、さらに実地棚卸も要請している(8条2項)。そして、この日記帳と実地棚卸を基礎として、貸借対照表・包括主義成果計算書・付属明細書の作成を指示している(8条3項)。また同法9条6項には、「計算規定の適用が本条文で言及している相対的に忠実な写像を与えるために不十分である場合には、補足情報を付属明細書に提供しなければならない」として、付属明細書に重要な役割を与えた。付属明細書に補足情報を記載することによって貸借対照表および成果計算書に記載されている会計数値を補足

説明し、さらに、「計算規定の適用が企業の財産、財務状態および成果について相対的に忠実な写像を与えるのに明らかに不適切であるならば、当該規定から離脱しなければならない」(9条7項)として、相対的忠実性を確保できない場合には規定からの離脱を要請している。

フランス商法はEC第4号指令の国内法化に基づいて詳細な計算規定を設けたが、評価に関する一般的な原則として次の6つを示している。

継続性の原則(11条)

個別評価の原則(13条1項)

貸借対照表同一性の原則(13条3項)

慎重性の原則(14条1項前段)

ゴーイング・コンサーンの原則 (14条 1 項後段) 実現主義の原則 (15条)

資産の評価はこのような原則に基づいて、取得時 の資産評価については、「企業財産への流入日に、 有償取得による財貨は取得原価、無償取得による財 貨は市場価値および製造財貨は製造原価にて記載さ れる」(12条1項)。固定資産の評価については、 「棚卸時に維持される価値は、必要に応じて、償却 計画に従って計上されなければならない」(12条2) 項)。また、「ある資産項目の価値が純帳簿価値を下 回るならば、その減価が確定であろうとなかろうと、 純帳簿価値は当期締切日における棚卸価値まで引き 下げられて計上される」(12条2項)。代替可能財 貨<sup>3)</sup> については、「取得または製造の加重平均原価 法ないしは先入先出法にて評価される」(12条3 項)。再評価については、「ある財貨の棚卸価値と流 入価値との差として確認される価値増加は計上され ない」(12条4項)として、原則として再評価によ る評価益の計上を禁止しているけれども、有形・財 務固定資産については,「現在価値と純帳簿価値と の差である再評価差異は、損失を填補するために利 用され得ない」として, 再評価による評価益の計上 を容認している。

フランス商法は、「1会計期間の締切日に実現された利益のみが年次計算書類に記載され得る」(15

条1項)とし、「記載され得るものは、棚卸後に、部分的に実施された操業によって実現し、しかも相手契約者によって容認された利益であり、これは、当該実現が確実であり、しかも予見会計資料の作成にて全操業の総合利益が確証できるほどに評価され得る場合に行われる」(15条2項)として、部分完成に相当する利益を認めている。

フランス会社法は、各会計年度の締切時に、理事会、取締役会または経営者に、「商法第 I 篇第 II 章の規定に合致する財産目録、年次計算書類を作成し、しかも書面にて営業報告書を作成する」(340条1項)として、営業報告書の作成を義務づけ、さらに「実現可能でしかも処分可能な積極側項目、営業外価値、および支払期限到来消極側項目の状態、予測成果計算書、資金計算書、同時に年次貸借対照表および予測資金計画書を作成すべきである」(340-1条1項)として、予測会計資料の作成をも義務づけている。また、評価基準の変更については、営業報告書ないしは会計監査人報告書にその旨を記載しなければならない(341条)。

また、フランス会社法第342条(償却費・引当金の計上)は、EC第4号指令調和化法により削除されているが、それと実質的に同じ規定がフランス商法第14条第2項に組み込まれている。第343条では、設立費・資本増加費の償却を規定し、その早期償却を促している。

フランス会社法第344条 (利益計算) は,EC第4号指令調和化法により削除され,フランス商法第9条で,既述のとおり,当期成果の概念を明らかにしている。

法定積立金については、法定積立金が会社資本の10分の1に達するまで分配可能利益の20分の1以上を控除して積立てなければならない(345条)。

フランス会社法は、「当期利益を基礎として、当期利益から繰越損失および法律または定款の適用による積立金として算入されるべき額を差し引き、ならびにこれに繰越利益を加えたものである」(346条1項)として、分配可能利益を規定している。

46 技能と技術

有形・財務固定資産については再評価を容認し、 その属性としては「再評価差異は分配され得ない」 として、同時に「その全部または一部を資本組入れ できる」(346条4項)とも規定している。

以上のようにフランス商法では、相対的忠実性(9条5項)をフランスの会計制度における最高規範として導入し、その確保のために、伝統的な会計原則である準拠性と誠実性を要請し、年次計算書類を作成する際には、慎重性の原則を規定している。企業の状況および業務について相対的に忠実な写像を与える報告書を提示するためには、会計は、慎重性の規準を遵守して、準拠性と誠実性の要請を満たさなければならないということであろう。

また、フランス会社法では、第346条の分配可能 利益の計算規定を主軸として、他の規定はその展開 として位置づけることができる。つまり、分配可能 利益は、基本的に、決算日における会社の純資産額 から資本および法定積立金を控除した額であるから、 各規定の内容も資産、負債および資本についての計 上規定ならびに評価規定によって構成されている。

さらに、フランスの会計制度で特徴的なのが、先にも述べた施行令の存在である。施行令は商法・会社法における明文規定の空白を適時に補充し、社会の要請の変化ないし法を改訂する必要が生じたときに、より迅速に新しい事態に適応して、その効力を具体的に行使させるというメリットがある。

1998年4月6日付法律は、上場企業が連結財務 諸表を作成・表示する際に、フランス基準に代えて 国際基準を適用できることを定めている。「国際基 準の適用を受けるのは、欧州共同体市場で資金調達 をする企業である。国際基準とは国際会計基準 (IAS) および国際的に認められた会計基準、すな わち米国基準 (US-GAAP) を意味する。しかし、 同法律は欧州共同体の指令書に反する基準は認めて いない。指令書と国際会計基準もしくは米国基準と の差異が重大である場合には、当面の間、国際基準 は適用されない。この問題を解決するため、欧州共 同体加盟国のために指令書が改訂されるべきであ る。会計基準設定システムの基盤は何ら変更はない。 今回の改革による近代化は、原理よりはむしろ運用 条件の変更である。現在のシステムをいつまで適用 するかは協議中である。改革の目的は、旧来のシス テムがもつ利点を最大限に生かしながら効率性を向 上させる点にあった」<sup>4</sup>。

#### 3. わが国の会計規制の仕方

独・仏等フランコ・ジャーマン法系の国々では、 商法において会計帳簿や年度決算書の作成、一般原 則や会計処理等基本的事項について網羅的・重点的 に計算規定を設けるとともに、商事会社法ないし有 限会社法の特別法においては配当規制や監査に関す る規定、すなわち企業の法的形態固有の計算規定を 設け、それをもって商法における計算規定を補完し ようとする編成の仕方に現れているものと考えられ る。換言すれば、計算規定のうち核となる中心的・ 基本的な規定を商法において網羅的・重点的に設け ることにより、企業会計一般に関する基本法として の商法の立場が明確にされているといえるのである。

また、会計学の立場からはきわめて示唆に富むと考えられる論点は、特にフランスの例にみられるごとく、商人一般に適用される商法関連の計算規定では、期間損益計算の適正化を目指して規制が行われる一方、資本会社等に適用される商事会社法関係の計算規定では、債権者保護の観点から配当可能利益の限度額を設けて配当規制が行われ、また、公開会社については投資家保護の観点から開示の拡充を図るための規制が行われている。このことからすれば、企業会計法における基本的な会計思考は、あくまでも適正な期間損益の計算・表示という点にあるように思われる。

このようにフランスの企業会計法では, 商事一般 法としての商法において期間損益計算の適正化を意 図して計算規定が設けられていると考えられるので あるが, しかし商法は, あくまでも法律の立場から 企業会計に関して必要な範囲で最低限度の条項を設

けるにすぎないから、商法関連の計算規定は、それ 自体で完結した会計基準・手続の全体を形成するも のとは到底考えられない。その意味で、商法関連の 計算規定というのは、所詮、企業会計の全課程にわ たり固有の論理と技術に則して形成される会計慣行 やその体系的整理によって形成される一般的会計指 針すなわち会計原則に依拠し、それによって補完さ れなければならない。

ところでわが国の場合,公的規制の中核をなすのは、独・仏の場合と同様、商事一般法としての商法による会計規制である。商法はまず総則で、商人一般に対する計算規定を設けている。すなわち、商人に対し営業上の財産および損益の状況を明らかにするため商業帳簿を作成すべしとする商業帳簿の目的規定(32条1項)をはじめ、商業帳簿の作成に関する規定の解釈に関する公正なる会計慣行の斟酌規定(32条2項)、会計帳簿の整然かつ明瞭な記載規定(33条1項)、会計帳簿に基づく貸借対照表の作成規定(33条2項)、それに流動資産・固定資産・金銭債権等資産の評価規定(34条)等が設けられている。

ついで商法は、株式会社について、計算書類の作成・承認・公告等に関する規定(281条~283条)のほか、資産の評価規定(285条)、繰延資産に関する規定(286条~287条,291条)、引当金に関する規定(287条の2)、資本金・法定準備金に関する規定(284条の2,288条~289条)等、より詳細な規定を設けているが、これらの規定は、配当可能利益の規制に関する規定(290条1項)に収束するものとみられている。

このようにみてくると、商法による会計規制は、 利害関係者に企業の経営成績と財政状態を開示する ことおよび出資者と債権者の利害調整を特に債権者 の側に立って行うために配当可能利益を計算するこ と、の2点に主眼をおいて行われているものと解さ れるのである。

また、わが国では周知のように、商法に対し特別 法の立場にある証券取引法によっても会計規制が行 われている。証券取引法は、一般投資家を保護する ために企業内容の開示を促進することを主たる目的 として、有価証券を公開市場で発行する会社に届出 書または報告書を提出させ公衆の縦覧に供すること を義務づけているが、これらの届出書または報告書 に含まれる財務諸表は、財務省令である財務諸表規 則,連結財務諸表規則等およびこれら規則の取扱要 領等に従って作成され、これらの規則等に定めのな い事項については、「一般に公正妥当と認められる 企業会計の基準」に従うべきこととなっている(1 条)。財務諸表規則等は会計報告といった形式面を 規制するものであり、会計処理という実質面につい ては, 証券取引法による会計規制においても, 商法 の規定に従うことになる。このことからすれば、わ が国における企業会計の公的規制は、前述のごとく 商法を基本にして行われるものと解されるが、そう であるならば、商法の計算規定のうち商人一般に適 用される商業帳簿に関する規定については、フラン ス商法の商人一般に適用される計算規定にみられる ごとく, 計算規定全体を包括する企業会計上の原理 を明示し、適正な期間損益の計算・表示の観点から 網羅的・重点的に規定を設ける方向で整備するのが 望ましいのではないだろうか。

わが国の会計規制は、以上のほか業法や税法を通 じても行われているが、わが国固有の事情として特 に注目すべきは、財務省に設置されている企業会計 審議会の設定した企業会計原則の存在である。

企業会計原則は、企業会計審議会の前身である企業会計制度対策調査会から1949年に公表され1982年に最終修正された「企業会計原則」および企業会計審議会等から公表されたその他の基準・意見等を含むが、これは政府機関の定めた企業会計に関する基準であり、その意味で会計の一般的指針として高い権威を有することは否定できない。しかし、企業会計原則は、あくまでも行政官庁の諮問機関の報告にすぎず、それ自体で当然の法規範性を有すものとはみなされていない。

もっとも,1962年の商法改正および1963年の計

算書類規則の新設により商法関係の計算規定が整備される以前においては、企業会計原則が公認会計士監査を通じて会計実務に支配的影響を与え、監査報告書で言及される「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とは企業会計原則を指すと解されていた。しかし、商法関係の計算規定が大幅に整備・拡充されるに至った現在、企業会計原則は商法32条2項の公正なる会計慣行の斟酌規定を介してはじめて法規範性を有するものとみなされている。

このように企業会計原則は、商法に対して補完的 役割を果たすにとどまるが、この企業会計原則の立 場は、証券取引法との関係においても認められると ころであって、企業会計原則は、財務諸表規則1条 の「公正妥当な企業会計の基準」への準拠規定を介 して財務諸表規則等に対しても補完的役割を果たす ものと解されている。

企業会計原則が会計規制上果たす役割について は,以上のように商法,証券取引法等に対する補完 的役割をあげることができる。しかし、企業会計原 則がそれ以外にもう1つの重要な役割を果たしてき たことにも注目しなければならない。それは、商法 等の計算規定の制定・改正を先導してきたことであ る。とりわけ企業会計原則が企業会計を審議する財 務省の諮問機関の報告であることに注目するなら ば、それが財務諸表規則等証券取引法関係の諸規則 の制定・改正のために常に先導的役割を果たしてき たことは紛れのない事実である。こうして企業会計 原則は現在も, 実践規範として商法等企業会計法の 間隙を埋める補完的役割を果たす一方、企業会計を とりまく環境の変化に対応してその処理・報告基準 を適宜提示し,企業会計法の現実適合性を高めるべ くその改正の方向を示すという先導的役割をも果た していると考えられる。

#### 4. 商法と証券取引法の融合・合体

1999年8月13日の商法改正で,市場価格がある 金銭債権,社債,株式等の評価は,取得価額と時価

との選択適用が認められることになり、証券取引法 適用会社およびその子会社等は証券取引法会計との 関係上、商法においても時価を選択することになる が、他の中小会社は現行どおり取得原価を採用する ことができる。市場価格がある金銭債権、社債、株 式等を時価で評価した場合において、その時価の総 額が取得価額の総額を超えるときは、未実現利益が 計上されることとなるが、このような不確実な利益 を配当財源とすることは、会社債権者を害するおそ れがあるとしている。そこで、配当可能利益の計算 上は、貸借対照表上の純資産額から、商法第290条 第1項各号の金額および資産を時価で評価したこと により、増加した貸借対照表上の純資産額を控除す ることとされている。

商法会計の目的は、債権者と株主の利害調整機能 あるいは債権者保護と一般的には言われているが、 これと並んで株主に対する情報提供機能も重要なも のとされている。後者は、証券取引法会計が目的とす る情報提供機能と実質的に同一の役割を担っている。

金融資産に時価評価が導入されたのは、決算期末 における企業の財務活動の実体を適切に財務諸表に 反映させるためである。しかし、その評価損益は、 その後の相場の変動により、当然のこととして、変 動する。決算期末に評価益であったものでも売却時 には反対に売却損が生じることもある。そこで、商 法の配当においては利益が実現したものだけを対象 にしようとするのである。

したがって、商法で個々の資産をどのような方法 により評価するかという問題と、配当利益をいかに して算定するかという問題は別の事柄である。まず、 会計処理方法の適否の観点から資産評価規定を検討 し、そのうえで、配当規制の観点からの問題の有無 が検討されたのである。

企業会計審議会は、1963年に証券取引法会計と 商法会計とを一致させる体制を選択し、その後、企 業会計審議会は、商法会計に影響を及ぼさない領域、 あるいは商法会計に定めのない事項もしくはその解 釈が不明な事項について会計基準を定めてきた。

この方向も、1996年11月以降の金融ビッグバンにより少し変わってきた。企業会計審議会から報告された連結財務諸表制度の見直し、退職給付会計(年金会計)および金融商品会計等は、わが国の市場を国際的な金融市場として再生させることを指向した証券取引法会計に重点が置かれている。商法のほうも、金融資産の評価について証券取引法会計と同様の時価会計処理が行えるように改正して、商法に定めのない税効果会計、退職給付会計その他の会計基準については「公正なる会計慣行」として商法に導入されることになる。

ここで問題になってくるのが中小企業の経理である。公開企業を念頭においた税効果会計,退職給付会計,時価会計等の会計基準が,数多くの中小企業のすべてに適用されることになることである。

商法の改正では「市場価格がある金銭債権,社債, 株式等については、時価による評価をすることができる」として、強制ではなく、任意の「できる規定」 にしたのは、①利害関係者が限定されている非公開会社には、原価法によっても情報提供機能が損なわれない場合が多い。②金融商品の取引や保有が少なく、時価評価を行ってもその評価損益の重要性が乏しい場合がある。このような場合には、時価評価を強制しなくても、商法の法益の観点から弊害が乏しいと判断されたものと思われる。

税効果会計については、商法の計算書類規則で表示方法の規定が新設されたが、会計処理そのものは強制なのか任意なのかが明らかにされていない。商法に会計処理そのものが規定されていない税効果会計や退職給付会計は、「公正なる会計慣行」に従うことになる。商法の考え方では「公正なる会計慣行」は必ずしも企業会計審議会が公表する意見書に限定されるものではないとされている。したがって、重要性の観点からこれらの会計処理についても任意であるとするのが妥当と思われる。

もっとも,中小企業であっても公開企業等の子会 社あるいは持分法の対象会社になる関連会社は,公 開企業等の連結財務諸表との関係上,公開企業と同 じ会計基準を採用することは当然のことである。金融商品会計等のこれらの会計処理基準を関係会社の個別財務諸表の段階で適用するのか,連結財務諸表を作成する段階で適用するのかは別として,問題はあまりない。

税効果会計,退職給付会計,金融商品の時価会計等は,企業の財政状態および経営成績をより適正に表示することを目的としており,その観点からは,会社の規模によってその会計処理基準の必要性に違いがあるとは考えられない。したがって,基本的には,公開会社であっても一般の中小企業であっても,同一の会計処理基準を適用することが望ましいことはいうまでもない。

重要性の観点から、中小企業にはこれらの会計基準を適用しなくてもよいとするだけでは企業の透明性は高まらない。といって、強制適用には実務的な困難が伴う。退職給付会計は、「従業員数が比較的少ない小規模な企業などにあっては、合理的に数理計算上の見積もりを行うことが困難である場合には、簡便法を用いることも認める。」としている。

2000年代の商法会計のあり方をめぐって、上村 は「会計規範は法律家の手に負えないことだらけで ある。会計規範の独自性を最大限に尊重しつつ、法 的枠組み内での独自性であることを確認する根本的 な制度改革が必要である。そのうえで、公開株式会 社法理を確立し証券市場を有する会社は売り手・買 い手の双方を射程におき、買おうとする投資者すな わち国民一般に対しても正しい開示・会計・監査と それを支えるガバナンスを用意しなければならない 会社であること, 換言するとそこでの主役は静態的 な株主ではなく, 流通市場でのフローとしての株主 すなわち投資者であることを正面から認め、証取法 法理と固有の株式会社法理との調整のなかで商法会 計のあり方を再検討しなければならないであろう。」5) と述べ、立法論としては①商法に証取法ルールを原 則として証取法適用会社向け株式会社法として受け 入れることを明記する方法,②商法特例法を公開株 式会社法として純化させる方法, ③商法の個々の規

50 技能と技術

定に「公開株式会社については」といった規定を設ける方法等が考えられると提言している<sup>6)</sup>。

現行証券取引法に基づき作成される財務諸表は, 内容的にきわめて詳細であり,形式面でも投資家の 誤解を起こさないように,実に明快・詳細に区分・ 表示がなされており,商法の直接対象とする債権者 にとっても,きわめて有効・便宜な情報資料となっ ている。

これらの財務諸表は、株主総会後直ちに、財務省をはじめ必要関係先に届出され、公表されるのであり、だれでも、いつでも、どこでも、容易に入手・閲覧できるように制度が作られている。このように、「有価証券報告書・届出書等」は、企業をとりまく、すべての利害関係者にとって、当該企業の営業・財務・会計上の適切な情報を提供しているのである。

企業の最大の債権者である金融機関をはじめ、仕 入債権者、労働組合、政府・地方自治体など、ほと んどすべての利害関係者は、債権確保のための実務 として「有価証券報告書等」を十分に活用している ことなどをあげることができよう。

このような企業をとりまく状況から判断すれば、 真の意味で「債権者の保護」に役だつ「企業内容の 開示」は、証券取引法に基づく「有価証券報告書等」 によって実現されていることが強調されねばならな いのである。

#### 5. おわりに

今後会計規制が複雑・多様化すればするほど,規制手段である企業会計法を商法等基本法を核に体系的に整備するとともに,それに盛り込まれる会計基準を統合し整合的なものとする必要性はますます高まると思われる。商法計算規定は,その範囲および規制内容を配当制限条項にできるだけ絞り,資産評価原則を含めて会計処理の具体的基準や手続きは,「企業会計原則」および同「注解」等に委ねてはどうだろうか。

次に、商法は「債権者の保護」を目的とし、証券

取引法は「投資家の保護」を目的とするので、このような目的の違いから、債権者に必要な「計算書類」と投資家に必要な「財務諸表」とは、用語のうえでも異なるように、あたかも全然別個の内容をもった会計書類のように説明されるのをみかけるが、本来企業会計自体は1つであり、見る角度によってはいくつかの側面があり得ても、「企業内容を会計的に開示する」という意味では、見方は1つしかあり得ないのである。両者が異なるのは、債権者にあっては債権の具体的担保をどのように設定し、債権を確保するかという実践面での具体的行動および手続上の違いがあるだけなのである。

証券取引法の対象となる上場株式会社を上記のように取り扱うと、それ以外の株式会社の取扱いが問題となる。非上場会社のうち、上場会社の直系子会社で、親会社の一部門を別会社にしたにすぎないものについては、上場親会社に準ずるものとして取り扱うようにすれば、その他のほとんどの会社は、閉鎖会社・小企業・零細企業であって、別個の取扱いをすればよいのではないだろうか。

#### <参考文献>

- 1) P. ワルトン著, 久野光朗訳:『欧州比較国際会計史論』, 同文舘, 1997.
- 2) 野村健太郎:『フランス企業会計』,中央経済社,1991.
- 3) 代替可能財貨 (biens fungibles) 一時所有有価証券および棚卸資産.
- 4) ジョルジュ・バルテス・ドゥ・リュイテール著, 小津 稚加子訳:「フランス会計標準化システムの改革」,『企 業会計』, 2000Vol.52, No.2, P.76.
- 5) 上村達男:「商法会計の動向-公開株式会社法会計のあり方をめぐって」,『企業会計』,2000Vol.52, No.2, P.54.
- 6) 同上, P.53.
- 7) 嶌村剛雄編著: 『比較会社法会計論』, 白桃書房, 1993.
- 8) W. フレーリックス・宮上一男監修:『現代ドイツ商 法典(第2版)』,森山書店,1993.
- 9) 早稲田大学フランス商法研究会編:『フランス会社法』, 国際商事法務研究所,1975.